

# 総務建設常任委員会

令和5年6月21日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年6月21日(水) 午前9時30分 開会  
午後0時39分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村 始
副委員長	松林 謙司
委員	西川 善浩
〃	横井 晶行
〃	梨本 洪珪
〃	川村 優子
〃	増田 順弘
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	柴田 三乃
〃	奥本 佳史
〃	谷原 一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	東 錦也
企画部長	高垣 倫浩
企画政策課長	勝真 由美
総務部長	林本 裕明
管財課長	倉田 主税
財務部長	米田 匡勝
財政課長	内蔵 清
税務課長	高松 和弘
〃 補佐	吉田 直生
産業観光部長	植田 和明
農林課長	吉田 賢二
〃 補佐	巽 隆恭
商工観光プロモーション課長	竹内 和代

都市整備部長	安 川 博 敏
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	西 川 好 彦
〃 補佐	穴 田 孝 行

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	福 原 有 美
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第48号 葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定することについて
- 議第49号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第52号 工事委託協定の締結について (尺土駅舎南側改修工事委託)

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 奈良県社会教育センター跡地利用に関する事項について
- (2) 多面的機能支払事業交付金事務に関する事項について
- (3) 入札・契約事務に関する事項について
- (4) 行財政に関する事項について

開 会 午前9時30分

**吉村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日は早朝よりご参集いただきまして、誠にありがとうございます。私、今朝、複数の新聞に目を通しておりますと、マイナンバーカードのトラブルに関する記事が目につきます。せんだっての一般質問でも触れられた議員もいらっしゃいました。どうしても新しいことをやろうとしたりとか、何か行為をしようとしたらと、トラブルが発生したりとかすることがあります。こういった組織であったりとか行為であったりとかするには、理念とか目的というものがあり、そして、それを遂行するためのシステムというものがあるかと思いますが、どうしてもそういったシステムについて、皆が皆、習熟しているわけではないということで、なかなか理解不十分のままそういったものに携わってしまうというふうなことということは、これはあり得る話だと思うんですね。どうしても、皆が皆、経験豊富な方が携われるわけではない。その中で、やはりそういったものを芽が小さいうちにとりつか、ほかの人が気づいて、やはり修復していくと。そういったことが、これは行政にとっても大事なことであり得ると思いますし、私ども議会にとっても、これも重要なことだというふうに存じております。

本日も市議会会議規則に従いまして、このあたり適正にやっていくように努めてまいりますので、本日、ご参加くださっています皆様、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。谷原議員、奥本議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第48号、葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 皆さん、おはようございます。産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定することについて、制定理由及び主な内容についてご説明申し上げます。

初めに、制定理由でございます。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法でございますが、適用期限が2年延長され、

奈良県知事により、地域経済牽引事業計画の承認を受けた地域経済牽引事業についての税制優遇措置が令和7年3月31日まで可能となりました。それに伴いまして、企業への税制優遇制度を拡充させ、本市の企業誘致促進のために新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、別にお配りしておりますA4横長の資料2枚についてご説明申し上げます。葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の概要説明でございます。

まず、地域経済牽引事業とはということで、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいいます。

次に、この条例に係る固定資産税の課税免除でございます。対象事業者は、1番目といたしまして、条例の施行日以後に、奈良県知事により地域経済牽引事業計画の承認を受け、先進性を有する事業として主務大臣の確認を受けた者。2つ目といたしまして、合計1億円を超える家屋、構築物及び土地を取得した者。農林漁業関連業種は5,000万円超でございます。対象区域は市内全域でございます。課税免除の適用範囲は、令和7年3月31日までに設置された家屋、もしくは構築物、当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除きます。これらの敷地である土地、この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設の着手があった場合に限り、免除期間は、当該家屋または構築物に対して、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り免除するものでございます。

続きまして、条例制定後の流れでございます。まず、市で条例が制定されますと、事業者は土地を取得できます。その後、地域経済牽引事業計画を県に申請することになります。県でこの計画が承認されますと、事業に着手することができます。次に、地域経済牽引事業計画の先進性の確認申請を国に出します。国が先進性の確認をいたしますと、建物、設備等を取得できます。それから、固定資産税の課税免除の申請を市に出して、市が課税を免除するという、こういう流れになってございます。

続いて、主な内容でございます。

まず、第1条、目的でございます。この条例は、事業者に対する固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における新たな地域経済牽引事業を促進し、もって経済の成長発展の基盤強化を図ることを定めるものでございます。

次に、第2条、定義でございます。この条例における用語の定義を定めるものでございます。

次に、第3条、課税免除の適用範囲でございます。第1項では、事業者がこの条例の施行の日以後に奈良県知事により事業計画の承認を受け、その承認を受けた日から令和7年3月31日までの間に市内において対象施設を設置したときは、その対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税については、その家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、免除

することができるものと定めるものでございます。第2項では、固定資産税の課税免除を行わないものを定めるものでございます。

次に、第4条、課税免除の申請及び通知でございます。第1項では申請期日の規定を、第2項では免除の可否の通知を規定します。

次に、第5条、申請内容の変更等の届出でございます。申請の内容に変更があったときの規定を設けます。

次に、第6条、課税免除の承継についてでございます。地域経済牽引事業者に組織再編が生じた場合の地位の承継について規定します。

次に、第7条、課税免除の取消しについてでございます。地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき等、課税免除の決定の取消し規定を設けるものでございます。

次に、第8条、委任についてでございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めると規定します。

最後に附則でございます。この条例は公布の日から施行します。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**吉村委員長** 私、さきにこの議案につきまして、この特例に関する条例の一部を改正と、ちょっと間違えて言っておりました。今回、この条例につきまして、初めて制定される条例でございますので、制定することについてを議題とするということでございます。ちょっとおわびして訂正をいたします。

ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんでしょうか。

松林副委員長。

**松林副委員長** ちょっと教えていただきたい。ちょっと分からないところありまして。第3条のところをちょっと読んでいますと、事業者が地域経済牽引事業計画、奈良県の計画かと思うんですけど、これに承認を受けて、促進区域に対象となる施設を設置した場合には、家屋または構築物に固定資産税3年間免除するという条例やと思うんですけども、この促進区域というのは、どのような範囲のエリアとなるのか。ここに促進区域もあれば、対象区域ともあるんですけど、恐らくこれは、前提としては、やはりこの条例が制定されているところが、促進区域となるのかな、どうかなというところをお伺いしたいんですけど。

**吉村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

ただいまの促進区域とはということでご質問いただいた件なんですけれども、促進区域イコール葛城市内全域となっております。

以上でございます。

**吉村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 市内全域ということは、この条例を制定したことが条件となるわけなんですよ。そういうことでええんですか。この条例が制定されたことが条件となる。そして、この地域経

濟牽引事業計画、これの承認を受けて、これのメリットといいますか、固定資産税の減免というのは、これ、固定資産税に限ってはそうやと思うんですけども、この事業計画自体、メリットはほかにどのようなことがあるんでしょうか。

**吉村委員長** 竹内商工観光プロモーション課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 市におきましては、固定資産税の減免ということ、免除ということになりまして、あと、それによりまして、金融関係の優遇措置がございましたり、あと、法人税の課税特例、あと、県による不動産取得税の免除等がございます。

**吉村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** この条例は、固定資産税のこの部分の減免のメリットということで、あと、この地域経済牽引事業計画、ここに承認を得れば、いろんな金融関係からの融資とか、そこらが受けられるということで、非常に有利な制度かなと思うんですけども、この制度のまた周知徹底方を、また啓発も含めてよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

**吉村委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

西川委員。

**西川委員** おはようございます。私はほんなら、これ、僕9月に一般質問させていただいて、早速、このような形で、1つの葛城市の企業立地促進についてメニューをつくっていただいたところ、その点については、ありがたいなと思うところなんですけど、ちょっと質問についてなんです。これ、地域未来投資促進法、本来であったら令和5年の3月までやったんですけど、2年延長されて、ちょっと延長されたということなんですけど、これ、期限付みたいな形になってますやんか、今で言うたらね。この先とかも、どういうふうに、それはもちろん国の、また延長されるかも分からないんですけど、市としては、例えばそこに、これを引き続いて奨励金制度でまた賄うとか、そういうところもお考えあるかどうかというところをちょっとお聞かせ願ひたいなと。そうか期限付で、これは2年たったらこれはもう終わってしまうんですよとか、その辺ちょっと教えていただきたいなというところがございます。

**吉村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。今の令和7年3月31日の期限が過ぎたらどうなるかというご質問なんですけれども、法律の適用期限が延長されることも予想される場所でございます。法律の適用期限が延長される場合は、市の条例もそれに伴って延長させていただくことになるかと思ひます。また、法律の適用期限が延長されない場合にも、それまでの申請状況や企業誘致の動向を見ながら、延長するべきかを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。これを使ってどんだけの方、企業がここに来ていただけるか。でも、これ僕、非常にいいことやと本当に思ひます。ある企業に、違う市町なんですけど、聞いたら、やっぱりそれがかなり大きくて、ほんで創業したときに、ほかにいっぱいお金かかってくるんです。やっぱり投資されたときに。だからこれは、自分らの企業としては、本

当に1つメリットがあって、やっぱり創業、運営していくのに、最初しんどいけど、やっぱりこうやってやっていただいたら事業の波に乗れていっているというところもたくさんちょっと聞いていますので、ぜひともこういう形でメニューを、ほかにももっともつとあると思うんです。ほかのところも見たらね。そやから、それもまた検討いただいて、ちょっと企業立地促進に向けて頑張っていただけたらなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

**吉村委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

梨本委員。

**梨本委員** おはようございます。よろしくをお願いします。

この条例によって、市税の影響だけちょっと教えていただけますか。どういった交付税算入措置があるとか、そういったところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**吉村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 今回、条例の規則にのっとりた形で事業を進めていただいたとして、経済産業省が示しています、地域未来投資促進法に基づく減収補てん措置によりまして免除した固定資産税は、減収額の4分の3を地方交付税で補てん措置されます。

以上です。

**吉村委員長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんでしょうか。

質疑ないようですので、質疑を……。

増田委員、失礼しました。

**増田委員** 非常に企業の誘致という部分で、事業者に対して優遇措置をすると。こういう条例でございますけれども、この条例に関してと、ちょっと超えるので、ここで質問してお答えいただくかどうか分からないんですけども、企業誘致をするということで、非常に市の財政に関しても収入が増えると。こういうもの。それから、雇用促進とか、いろんな面で企業に来ていただいてというメリットは、私は非常にあるというのは承知をしておるんですけども、以前から、いろんな事業者がお越しになって、景観がどうか、要するに、こういう企業に来てほしいという企業と、来ていただいて周辺の住民にいろいろと苦情が入るとかという企業と、いろいろ、私、あると思うんですよね。そういう企業による、市がそういう差をつけるということはいかなものかとは思いますが、ある一定のこういう企業に来てほしいという、雇用も含めて住民の声とかというのは、市としてお聞きになっていて、そういう方向に向けてご検討いただいているのかということをお聞きしておきます。

**吉村委員長** これについては、どなたが。市長、お答えできますか。

(発言する者あり)

**吉村委員長** ちょっと委員、ちょっと狭めて。

**増田委員** 別のところでご質問させていただきます。ちょっと頭の中だけ入れておいてください。

**吉村委員長** ほかにございませんでしょうか。

川村委員。

**川村委員** ちょっと最後に確認だけしておきたいんですが、地域の、例えば特産品とかをつくって

ってもらおうというような、地域おこしの施策の中での優遇の措置だと思いますけれども、周知の仕方というのか、それと、私、結構、県、市外もそうですし、奈良県が承認しているから県内という形でありますけども、まずその周知の仕方というのはどのように取られるかということだけ確認させていただきます。

**吉村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。

周知の方法なんですけれども、市のホームページに掲載して周知する予定でございます。また、県の企業立地推進課とも協力しながら、市内の地域経済を牽引するような事業を予定されている企業に対し、必要があれば、個別にPRをしていきたいと考えております。

以上です。

**吉村委員長** 川村委員。

**川村委員** 商工観光に関わっている部分が大半というふうなイメージはあるんですけども、やはり特産品ということで、地域農業とやっぱり密接に関係する部分というのはあるかというふうに思います。県内の農業の特産物を利用したり、市内のそういった地域の農業で、うちの特色が生かされるというようなところとの連携というのは大事かなと思うんですけども、広く、できたら周知をしていただく方法をぜひ取っていただきたいというふうに要望させていただきます。

以上です。

**吉村委員長** ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 質疑がないようですので、質疑については終結をいたしたいと思います。

続きまして、議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第49号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

**米田財務部長** 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま上程になっております議第49号、葛城市税条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の改正につきましては、令和5年4月1日に地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、軽自動車税、それから固定資産税に係る改正となっております。改正内容を簡単にご説明させていただきます。

まず、軽自動車税では原動機付自転車におけるミニカーの規定区分に、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等を除外する規定を設けるもの、それから固定資産税におきましては、一定の要件を満たすマンションにおきまして、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税を減額する特例措置を創設し、その減額割合をわがまち特例において規定するものなどでございます。

それでは、お手元の新旧対照表と資料を用いまして、高松税務課長より説明をいたします。

**吉村委員長** 高松税務課長。

**高松税務課長** 税務課の高松です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、葛城市税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明のほう申し上げたいと存じます。既に配付させていただいております新旧対照表と合わせまして、こちらA4、1枚の1、議案名、葛城市税条例の一部を改正する条例と記載している、こちらの資料を基に説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、条例改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されまして、令和5年4月1日に施行されております。これに伴い、葛城市の税条例の一部を改正するものでございますが、税条例を4月1日より適用する必要がある部分につきましては、既に3月31日付で専決処分により処理しておりまして、去る4月に開催されました臨時会におきまして報告し、ご承認をいただいております。今回改正いたしますのは、それ以降に税条例に適用する必要がある部分についての内容となっております。

条例改正の概要でございます。ここからは、新旧対照表に基づき説明させていただきたいと存じます。新旧対照表のまず1ページのほうでございます。新旧対照表、左側は改正前、右側が改正後で、赤字の部分が改正部分となっております。

まず、1ページの第82条第1号の部分でございます。軽自動車税に関する部分で、地方税法施行規則改正に合わせて改正するもので、道路交通法の一部を改正する法律、また、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令におきまして、現行の原動機付自転車から区分して、新たに定義されました特定小型原動機付自転車、一定の要件を満たす電動キックボード等に係る軽自動車税の種別割の税額を2,000円とする内容の規定の整備となっております。ここでもう1枚配付しておりますA4横の1枚の資料、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）とはという資料をご覧ください。資料の右上に写真載せております、こちらが、電動キックボード等の一例となっております。その中で、今回、特定小型原動機付自転車、赤字で記載している部分ですが、定格出力0.6キロワット以下、長さが1.9メートル以下、幅が0.6メートル以下、最高速度時速20キロメートル以下のものが、特定小型原動機付自転車と定義されまして、こちらについて、今後軽自動車税の課税の定義をする部分となっております。

ます。7月1日からの部分が下の表になっておりまして、それまでにつきましては、この部分について明確に定義がされておられませんので、それぞれの定格出力など、大きさの規定によって原動機付自転車のナンバープレートを交付しておりましたが、この7月1日以降は、この赤字で記載させていただいております内容に規定される特定小型原動機付自転車につきましては、第一種の2,000円の区分に該当するという内容の規定の整備となっております。

続きまして、固定資産税の部分について説明させていただきたいと思います。新旧対照表のほうの3ページをお願いいたします。附則第10条の2の第3項から次の4ページの第18項までの部分でございます。こちらにつきましては、法律改正に合わせた項ずれを反映させる規定の整備となっております。

次に、同じ4ページの下の附則第10条の2の第20項の新設の部分でございます。こちらにつきましては、築20年以上経過した一定の要件を満たすマンションにおきまして、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、その翌年度に課される建物部分の固定資産税を減額するものでございます。減額割合につきましては、わがまち特例により条例で定めることとなりますので、葛城市としては3分の1を減額するものでございます。

次に、新旧対照表のほうは、11ページのほうまでお願いいたします。附則の第10条の3の第12項の新設の部分でございます。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました、大規模修繕等を実施したマンションに対する税額の減額措置を受ける場合に必要の手続等を規定しております。次の12ページの部分にまたがる部分の赤字の部分でございます。同じページの附則第10条の3第13項につきましては、引用条文の項ずれに伴う規定の整備となっております。

最後に、最後の14ページお願いいたします。附則の部分でございます。附則の第1条で、この条例の施行期日を令和5年7月1日としておりますが、固定資産税に係る部分につきましては、公布の日から適用するものとしておりまして、附則の第2条で、固定資産税に関する経過措置、また、附則の第3条で、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

私のほうからの説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 固定資産税のマンションの件なんですけど、一定の要件を満たすマンション、大規模修繕を行ったところなんですけど、分譲、住んではる人いますやんか。基本分譲やと思うんですけど、その人が、一体、自分らはそれに当てはまっているのかというのは、例えばマンション管理組合とかに聞いて、この要件というのが、一定の要件というのがちょっと住んだはるようには分らんのかなとか思うんですけど、その辺というのは、どういう基準で分からはるもんなんかというのをちょっと教えてほしいんですけど。

吉村委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課の高松です。ただいまの西川委員のご質問でございます。

この一定の要件と申しますのが、築20年以上かつ10戸以上で、マンション適正化法に基づく管理計画の認定を取得したマンションで、これまでも、長寿命化工事を1回過去にしているというのが条件でございます、こちらの管理計画の制定に向けましては、一応所管である都市計画課のほうにもちょっと声かけはさせてもらっているんですけど、まだ、そういった制定の動きがないというふうには聞いておりまして、今後、もしそういう管理計画、制定されて、ほんで委員おっしゃっているように本当にこういうのって、10戸以上の分譲以上が対象になりますので、管理組合が動いてしないと、なかなか個人からでは対象にはなりにくいかなというところで。ほんでまた、この軽減の減額割合につきましても、参酌基準で3分の1を減額するものと、国の基準に基づいてさせてもらっているのは県内、近隣の自治体の状況も確認させていただいたら、もう皆さん3分の1やということを踏まえて、今後に向けて3分の1を今回減額の規定を整備させてもらうという内容となっております。

以上です。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 まだ葛城市に関しては、大きいマンションで言うたら新しいマンションが結構多いのかなと思うんですが、これから多分ちょっとこういうのも増えてはくるのかなと思います。やっぱりマンション管理組合がちゃんとそういう計画を出して、都市計画課に出すんですか、そういうのはね。そういうのを申請して、ちゃんと認められたところじゃないとこういうのが受けれないということで認識してよろしいでしょうか。分かりました。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第52号、工事委託協定の締結について。これは、尺土駅舎南側改修工事委託についてでありますけれども、これを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

議第52号、工事委託協定の締結についてでございます。本案につきましては、尺土駅舎南側改修工事委託につきまして、近畿日本鉄道株式会社と工事委託に係る協定を締結するものでございます。本工事委託につきましては、近鉄尺土駅、駅舎の南側に利用者等の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、エレベーターを設置するものでございます。協定金額につきましては、3億3,233万1,500円となっております。この後、担当より、青色のファイルになるかと思いますが、配付資料に基づきまして説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

**吉村委員長** 西川建設課長。

**西川建設課長** 建設課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうにつきましては、左上に尺土駅前周辺整備事業と書かれたものをご覧ください。右上のほうには、現在の尺土駅舎の写真がついているものになります。よろしくお願いいたします。先日の総務建設常任委員会協議会で閲覧していただきました資料と同じ資料とまづなっております。また、前回の説明内容と一部重複することがございますが、その点につきましては、ご了解のほう、よろしくお願いいたします。

まず、協定につきましては、資料右下の立面図に赤色と緑色で着色している箇所の工事に係るものでございます。工事につきましては、大きくは3つの工事となっております。

まず、1つ目は、エレベーター本体と建屋部の工事、これは緑色のほうで着色しております。2つ目は、エレベーター建屋と駅舎をつなぐ歩道橋部とその支柱の工事、赤色で着色している部分でございます。そして、3つ目は、駅舎と橋梁、歩道橋部をつなぐ工事でございます。エレベーターの建屋につきましては、高さが11.24メートル、通り抜け型、11人乗りとなっております。主な工事内容としましては、地下通路周辺のエレベーターの基礎工事、そして支柱工事、エレベーター建屋建築、歩道橋上仮設、そしてエレベーター設置、駅舎接続工事と進めていきます。また、高所の工事がございますので、歩行者の通行につきましては、施工者と十分協議をしながら、安全対策を図って進めていきたいと考えております。

協定額につきましては、先ほどと重複しますが、3億3,233万1,500円でございます。詳細につきましては、別紙、工事の内訳書のとおりでございますが、その中でも主な内容を述べさせていただきます。土木工事が約1億6,000万円、計測管理が約1,700万円、建築工事が約5,800万円、そして電気工事が約3,900万円、そして、その他の諸経費としまして2,733万円となっております。消費税が約3,000円でございます。

協定の竣工日につきましては、令和6年12月27日までとなっておりますが、エレベーターの供用の開始につきましては、現在の予定でまいりますと、令和6年10月頃となっております。引き続きまして、近畿日本鉄道株式会社と協議をしながら1日でも早く供用できるように努めてまいります。

説明のほうは以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 この右上の写真のところに、この下の赤と緑で示していただいたエレベーターが設置をされると。この写真、私ちょっと現場、今思い返しているんですけど、この写真でいくと、右端に写っている道路と左側の歩道、フェンスに囲まれた歩道の部分と、この間はこれは地下通路になります。ちょっとこの図面、右下の図面で示していただいたら分かりやすかったですけども、道路と地下通路と歩道とが、この建物のどの位置に、西面の、図面からいくと、要するに歩道を占有するわけですよ。このエレベーターがね。この歩道にどれだけの余裕があるかということ。要するに、これ建てていただく、工事期間中はもう当然ですけども、これ通れないということなのか。それから、でき終わってからの、私心配するのは、最終的には、完成後には道路工事を予定しておりますと書いているので、その辺、できた段階では動線は、ターミナルに車を止めて、降りて、エレベーターまでこの道を渡って行かれるという動線は想像つくんですけども、それまでの間、これ1年空いても、即、開始しますということであれば、1年間ご辛抱いただくことになるんですけども。道路完成までの間の動線、降りられてというか、乗るまでの間のね、当然エレベーターを利用される方は、車の送迎等ということも予測できるわけですよ。車の乗降をどこでしていただくのかということなんですけども。今余裕があるということで、そこを利用されることを想定されていると思うんですけども。にしても、ある一定の乗降できる場所というものを確保しておくことのほうがええんかな。今現状、空いているところで乗降されているというふうに見受けられるんですけども、危険も伴いますし、ここは乗降できる場所ですよという明確な何か安全対策等も講じていただかないと、ちょっと危険を伴うような気がします。

もう一つ、さっき言いました西からの自転車を降りて、自転車置場から東のほうに移動される方の動線というのは確保されるのか。その辺2点ちょっとお聞かせください。

吉村委員長 増田委員、今はエレベーター設置後の、その後、ロータリーができるまでの間の供用についてというふうな、その期間の質問ということでよろしいですね。

西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいま増田委員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、おっしゃられている現在の動線等につきましては、駅舎の今現在、横づけになっております歩道につきましては、工事期間中は通行できません。したがって、写真でいきますと、この地図の右側に出ています市道部分を歩いてもらうこととなります。当然工事車両等も通りますので、当然今回の場合、近畿日本鉄道株式会社との協定でございます。近畿日本鉄道株式会社とも協議をしながら、ガードマンの設置、そして誘導区域等は協議のほうをしながら安全対策に努めさせていただきたいと思っております。

また、乗降につきましては、現在市のバスが止まっている場所、広場、広うございますので、そちらのほうで乗降のほうをしていただきまして、先ほど述べたように、ガードマンが誘導しながら安全対策に努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** それからあと、エレベーター設置後の動線についてはどうでしょうか。

**西川建設課長** エレベーター設置後につきましては、現在、駅舎のこの写真でいいますと、左側の部分は通行可能でございますので、よろしくお願いたします。

**吉村委員長** あと、西側から来る車ですね。その辺の対策というのは、エレベーター設置後、それについては、安全性についてどのようにお考えでしょうか。

**西川建設課長** 当面の間は現状のまま通行していただきますので、市の道路管理や、そして安全対策は検討のほうをさせていただきます。

以上でございます。

**吉村委員長** 増田委員。

**増田委員** 自転車を止めて移動される方はちょっと遠回りになるという不便を生じるということ。これやっぱりエレベーター、それから道路改修、ターミナル、これ一帯工事ですので、ここに完成後に道路工事を予定しておりますと書いていただいておりますけども、引き続き、早急なご検討いただかんと、ここね、こっち回ってくれと言うものの、回ったとて、非常に狭い部分を歩かなあかんとかね。ちょっと不自由を感じますので、一方通行にはなりますけども、早くこのターミナルに着手をしていただきたいなということ。

それからもう一つは、今、バスの止まっている場所に乗降ということなんですけども、せっかく駅の横づけ、エレベーターということになるのに、乗降する場所からエレベーターまで遠いというのが、どうもエレベーターの横に車止めて、もうすぐに降りて乗れるというふうな構造ができれば、それに越したことはないのかなと思うんですけども、ちょっと降りてから道路をまた渡るといふ、そういう構造が、改めてそういうことも改修、今後道路工事を着手するに当たって、そういうことのできるような図面が描けたらね。難しいと思うんです。もう幅員決まっている。それから地下道、それからこういう側溝もあつたりとかいふ、構造上難しい形にはなっておりますけども、私は横づけ効果というのを最大限に効果の出るような道路整備、改修をお願いしておきます。知恵絞ってください。

**吉村委員長** ほかに質疑等はございませんでしょうか。

西川委員。

**西川委員** この委託協定ということが、言うたらずっと進めてこられているんですけど、請負じゃないじゃないですか。今回に関しても、もちろん鉄道事業者の工事で作るもんで委託協定、それは分かるんですけど、例えば、請負やったら例えば瑕疵とか出てくると思うんですけど、その辺というのは、このところに、あんまりぼやっと書かれているんか書かれてないんかというところなんですけど、その辺、例えば帰属したと。葛城市にエレベーターとか、こういう歩道橋とか帰属したというときに、これ、例えば瑕疵が見つかったというときには、どういうふうな負担というか、言うたら近畿日本鉄道株式会社のほうがしてくれるのか、その辺というのをちょっと。この協定書で読み取れへんので、どういう形になっているかというのをちょっと教えていただきたいというのと、あとやっぱりこの図面見ているんですけど、僕、前もこれ言うたんですけど、やっぱり葛城市として、ここ顔になっていくところなので、デ

ザイン的にももうちょっと考えてもらえるようなこと交渉できへんのかなと。近畿日本鉄道株式会社とね。今の駅舎に合わされているということやとは思いますが、何かもうちょっとこうデザイン的なことも。お金も上がるのかな、そうなったら、ちょっと分からないですけどね。その辺も交渉できたらなというようなところなんです。ちょっとその2点お願いします。

**吉村委員長** 西川課長。

**西川建設課長** 建設課、西川です。ただいま西川委員の質問に対して説明させていただきます。

まず、瑕疵責任につきましては、協定書（案）の第8条のほうに書かせていただいておりますように、明らかに瑕疵がある場合はというところでございます。もちろんいろんなケース考えられますので、瑕疵があれば、もちろん委託のほうに支払う義務が生じるということでございます。

2点目のデザイン性、これにつきましては、今後、また近畿日本鉄道株式会社と協議のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 西川委員。

**西川委員** この第8条のところですかね。損害賠償というところなんですかね。そうか、工事による損害賠償、瑕疵とちょっと何かイメージが僕ちょっと違うような気がするんです。これ工事のときの話やと思うんですね。違うのかな、これ。工事の施工のときに、何かあったときに対してということやと思うんです。要は、僕言うているのは瑕疵ですよ。建物ができ上がった後。その辺というのがここにちょっと読み取れへんなというところ。第11条のところに、それっぽく書いているのかなというのはあるんですけど。その辺ちょっとまた、ちょっともう一回教えていただけたらと。

**吉村委員長** 西川課長。

**西川建設課長** ただいまの質問につきましては、申し訳ございません、第11条のほうにもまた書いておりますので、そちらのほうで、瑕疵については責任問題を記載しておりますので、よろしく願いいたします。

**吉村委員長** 第11条のどこで書いて……。

西川委員。

**西川委員** 多分そういうことが出てくると思うんですけど、協議すると書かれていますので、ちょっとその辺をきっちりどちらの責任やということ、こんなんって、請負やったらばしっと出てるんですわ。ちゃんとね。せやけど、委託協定なので、ある程度向こうの、相手方の、言うたら、ちょっと有利というよりもそういう形で書かれているようなところも見受けられるかなと思うので、ちゃんとその辺、葛城市として主張していただけたらなというところがございますので、どうぞよろしく願いします。デザインについても、またちょっと協議をお願いします。

**吉村委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第52号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

それでは、暫時休憩をいたします。午前10時35分から再開をいたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時35分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。この会期中の委員会で審査すべき案件につきまして、今回の委員会では次第に記載しております4つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、9月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、1番、奈良県社会教育センター跡地利用に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

私のほうから、奈良県社会教育センター跡地利用に関する事項について、ご説明させていただきます。お手元の資料、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）補助率2分の1をご覧ください。

吉村委員長 今は、それは回収資料の中ですかね。回収資料のこのブルーのファイルの中にありますので、それをご覧ください。

高垣企画部長 この地方創生推進タイプは、地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の自主的、主体的な取組で、先導的なものを支援する国の交付金です。今回の支援対象である先導的な事業は、横展開型として先駆的・優良事例の横展開を図る事業に対して国が補助を行うものです。

それでは、事業名、葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業について、概要を説明させていただきます。事業対象期間は3年間、予定総事業費は7,533万4,000

円となります。1年目の交付対象事業経費は4,523万4,000円です。そのうちのソフト事業経費は1,923万4,000円、ハード事業経費が2,600万円となっております。この事業の位置づけといたしましては、観光ブランドを確立するための相撲関連イベントの着手、経済波及効果を高めるための実証イベントの実施、環境整備、広域観光プロモーションを図るための土台づくりとなっております。

それでは、本事業の内容の1つ目といたしましては、滞在型観光の促進。道の駅かつらぎ多目的広場及びしあわせの森公園において、実証を兼ねて、ちゃんこコンテスト等を開催し、相撲に関連したお土産の商品開発につなげる。そのほか、地元企業と連携した段ボール相撲や力士を招いたイベントを実施することで、相撲発祥の地であることの葛城ブランドの周知及び地域住民への意識醸成を図る。前述のイベントにおいてキッチンカーを誘致し、民間事業者によるイベント開催に向けた環境を整備する。宿泊施設の誘致に向け、葛城インターチェンジエリア付近における宿泊施設の可能性調査を実施するとなっております。

具体的な実施事業といたしましては、ソフト事業といたしましては、相撲関連イベントの実施、事業費が税抜価格で500万円、担当課は商工観光プロモーション課です。同じくソフト事業として、景観を活用したイベント、教室の実施、事業費が税抜き50万円、担当課は商工観光プロモーション課。宿泊可能性調査委託費、事業費が税抜きで840万円で、担当課は企画政策課です。

次に、ハード事業として、デジタルサイネージ導入費用、事業費が税抜き600万円、担当課、商工観光プロモーション課。同じくハード事業でフットライト設置工事費、事業費が税抜きで2,000万円、担当課は都市計画課です。

次に、本事業の内容2つ目といたしまして、広域観光の促進。道の駅観光インフォメーションの機能強化を実施し、道の駅の来客者を本市及び広域観光に誘致するための観光拠点化を図る。万博を見据えたインバウンドに対応するため、観光プロモーションのコンテンツの構築及び多言語化を図る。この実施事業はソフト事業といたしまして、多言語対応サイトの構築、事業費が税抜きの533万4,000円で、担当課が商工観光プロモーション課になります。

なお、先ほど申し上げました事業のうち、相撲関連イベントの実施と宿泊可能性調査の委託費につきましては当初予算、そのほかの予算につきましては、6月の補正予算で計上させていただきます。

以上が概要でございます。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** では、詳細につきまして、竹内商工観光プロモーション課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

商工観光プロモーション課では、ソフト事業として、相撲関連イベントの事業費500万円となっております。唯一性の高い相撲を軸とした葛城ブランドの確立、また、奈良県の西の玄関口の葛城インターチェンジエリアを中心としたにぎわいの創出を図るために、道の駅かつらぎの多目的広場周辺において、ちゃんこコンテストやフリーマーケットを開催します。ちゃんこコンテストは、6月の広報に掲載させていただきましたが、個人、団体、事業所、

または学校等に広く募集し、予選、決勝に分けて選出し、決勝戦は市民参加型にし、来場者の投票数と審査員の点数によってグランプリを決定いたします。審査員には、観光大使の宮城野親方や力士の方になっていただく予定です。時期は秋頃を予定しております。また、グランプリに輝いたちゃんこは、道の駅のレストランの限定メニューにしたり、給食のメニューにしたいと考えております。さらに、商品化して、道の駅での販売や、ふるさと納税の返礼品にできるような商品開発につなげていきます。そして、2月の末ぐらいに、宮城野親方や若手力士に来てもらい、ちゃんこの振る舞いを開催します。同時に、実証実験も兼ねてフリーマーケットも開催し、若い客層も参加してもらい、葛城ブランドの周知及び住民意識の醸成を図っていきます。

ソフト事業の2つ目としまして、景観を活用したイベント、教室の実施としまして、50万円の事業費を組んでおります。詳細はただいま検討中ですが、すばらしい見晴らしのいいしあわせの森公園の展望台で、ヨガ教室や天体観測などを開催するとか、起伏のある地形を生かしたウォーキングイベントを開催したいと考えております。

ハード事業としまして、デジタルサイネージ導入費用としまして600万円となります。こちらは、道の駅かつらぎの観光インフォメーションの機能強化を図るために、デジタルサイネージを導入し、観光資源を視覚的に訴求するために動画を流し、誘客につなげます。奈良県が作成した動画の提供を既に受けており、広域観光の促進も図ってまいります。また、パネルで操作ができるものにし、観光客が自分で行きたいところを検索できるようなものにもします。内容2の広域観光の促進としまして、万博を見据えてインバウンドに対応するために、多言語化を図った観光プロモーションコンテンツの構築を行います。具体的には、葛城市の観光情報に特化した多言語ホームページの構築としまして、533万4,000円となっております。構築したコンテンツは、観光インフォメーションに導入するデジタルサイネージでも閲覧できるように使用し、観光に来られた外国人にもコンテンツを見ていただき、市内及び中南和の広域観光につなげたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 続きまして、勝真企画政策課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私のほうからは、事業の1、滞在型観光の促進ということで、ソフト事業の3つ目でございます。宿泊可能性調査委託費、こちらにつきまして、ご説明をさせていただきます。この宿泊可能性調査委託費840万円につきましては、奈良県社会教育センターでの宿泊施設の需要調査を実施する事業でございます。今年度、令和5年度の当初予算におきまして、葛城インターチェンジ周辺エリアまちづくり検討支援委託料といたしまして924万円、税込み額でございますけれども、こちらのほうで計上させていただいております。この事業に、当該交付金を充てさせていただいているということでございます。この需要調査でございますけれども、昨年、サウンディング型市場調査を実施いたしまして、その結果を踏まえまして、宿泊施設の誘致に向けて、より現実的に戦略を立てるための調査というふうに考えております。また、この交付金の申請の段階では、奈良県で実施するのか、また、市の予算において、こ

の当該交付金を活用して実施するののかということは調整中でございましたけれども、予算特別委員会におきましてもご説明をさせていただきましたけれども、この需要調査につきましては、奈良県のほうにおいて実施いただくことで調整をさせていただいております。

以上でございます。

**吉村委員長** 最後に、奥田都市計画課長、説明よろしく申し上げます。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

私のほうからは、1年目のハード事業の1つとなっております、しあわせの森公園におきますフットライト等の整備工事につきまして、ご説明させていただきます。事業の実施につきましては、国庫補助内示をいただきました2,000万円の補助、これ最大限に活用させていただきます、プロポーザル方式により業者より提案を求めていく予定でございます。本日、回収資料とさせていただきます、しあわせの森公園フットライト等整備工事プロポーザル位置図をご覧くださいと思います。初めに、整備スケジュールよりご説明させていただきます。このたびの6月議会におきまして、補正予算のご承認をいただきましたら、6月下旬よりプロポーザルの手続開始の公告を行いまして、8月下旬には、参加表明された業者からのヒアリングを経まして、9月上旬に契約を予定しております。工期につきましては、令和6年の1月末竣工を予定しております。

次に、提案を求めるエリアでございますけれども、本日の資料でございますけれども、プロポーザルの位置図を確認いただきたいと思っております。エリアとしましては、道の駅かつらぎからしあわせの森公園の展望広場までのエリアの中で提案を求めてまいります。今回のプロポーザルの提案の趣旨でございますけれども、今後、しあわせの森公園と道の駅かつらぎとの連携施策の1つとしまして、ナイトタイム観光の推進を検討し、夜間観光スポットのランドマークとして、SNS映えするフットライトを展望広場及び階段部を中心に設置することで集客力を高めるとともに、誘客の滞在時間の延長を目指すというもの、この内容に加えまして、道の駅かつらぎからしあわせの森公園までの誘導看板の設置も併せて検討することで、夜間における道の駅かつらぎの集客増加につなげることを目的としております。

次に、提案に関する審査内容でございますけれども、1次審査、これ書類審査でございますけれども、評価項目としましては、ライトアップ等の業務の実績などの審査を予定しております。次、2次審査、これ業者からのヒアリングでございますけれども、この審査項目としましては、主なものとしましては、道の駅かつらぎ周辺からしあわせの森公園の展望広場へ至る階段及び園路付近のフットライト等の整備などについての提案について審査を行いまして、最も評価点の高い提案者と契約内容の交渉を行いまして、その後に契約の締結を行う予定をしております。なお、このたびのフットライト整備は、3課にわたる観光創出事業の1つでございますけれども、整備箇所及び内容について、公園の来園者の安全を確保する事業であることから、公園の整備、維持を行っております都市計画課が担当させていただきます。

以上、簡単ではございますが、フットライトの整備に係る説明とさせていただきます。

**吉村委員長** ただいま報告願いましたが、このことにつきまして、何かご質問等ございませんか。

川村委員。

川村委員 ご説明ありがとうございます。

まず、ちょっと1つずつ行かせてもらいますね。まず、相撲関連イベントの実施についてでございますけれども、ちゃんこコンテストを開催されて、市内ちゃんこという、そういった強みの言葉でPRをどんどんしていこうという、この取組については大いに賛成させていただきます。その中で、コンテストをする効果というのは、そこで宮城野親方の審査を経て、グランプリになったというところに、また、そのレシピを使ったメニューを道の駅でつくっていただくということ。これももちろん道の駅を中心とした活性化事業としてはいいんですけれども、私は、その公平性という部分をきっちり出していただきたいということを特に要望させていただくんですけれども、市内の飲食業者が、そういった観光大使である宮城野親方が、ちゃんこという、ちゃんこというのは、お相撲さんが食べる食べ物をちゃんこというらしいですね。ちゃんこ鍋というのをイメージしますけども、そこは、このメニューがちゃんこやという位置づけで頑張ってPRしていただく。全ての葛城市内の飲食店が、そういったツールを利用して、例えば後に、ちゃんこをつくっている店ですよということが、市内観光、また、わざわざアピールしていただく部分について、市外または県外からお客さんが来ていただいて、市内事業者にお金を落としていただくという、この要するに道筋が葛城市の事業として発展していく道やというふうに私は思いますので、そこに1つのところにとどまらないやり方というのをぜひともご検討いただきたいというふうに思います。うちはちゃんこ、こんなちゃんこをつくっていますと。例えばSNSなんかでも、いろんなツールの中で、ちゃんこをつくっていますという旗なんかでも表に出すと、葛城市にいっぱいその旗のある、ちゃんこをつくっているお店がいっぱいできていると。これは、一番活性化していただくということの目的なのかなと思いますので、そのあたりの将来的な考え方については、まだ今のところ触れられてないんですけれども、そういった、もうちょっとそういった活性化につながる施策というか、ちゃんこコンテストをする効果というのをもうちょっと広げていただくようなお考えはないものかということも1つご質問をさせていただきます。

それから、もう1点は、宿泊可能性調査委託費で、これ県が出していただくというご説明でございましたけど、私もサウンディング結果を見せていただいて、3者、3事業者のサウンディングの結果公表を県がホームページでされています。その中で、事業者として、この宿泊、特に宿泊の可能性、西川委員が言っていたグランピングですね。そういったことも含めて、施設としての整備が考えられるという、こういったサウンディングの公表というか、書いておりますので、この件に関して、そういったアウトドア、また、本当の宿泊施設になるかというところの調査というのは、県も力を入れていただいています。うちも、結局、フットライトをつけていただくという効果も、夜にお酒を飲んでいただく。山麓に酒造メーカーがあって、葛城市の滞在という、宿泊していただいて、滞在していただくという効果については、これ一番望むところですので、ちょっと非常に力を入れていただきたいと思っております。この3事業者が、ちょっとおたくでちょっとそういうのをしたいんやけどというようなサウンディング結果ではないのか、どういうサウンディング結果なのかというの

を、ちょっとこう、ただただ意見だけ言うサウンディングなのか、その可能性がどうなのかというところについてちょっと分かる範囲でいいので、教えていただきたいんですけども。この2点お願いします。

**吉村委員長** 分かりました。まず、最初の質問は竹内課長に答えていただいて、2つ目は勝真課長ですね。

では、竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願ひいたします。

今、川村委員がおっしゃっていただきましたように、事業者のほう、私たちも、市内の事業者の全ての業者というか、どこのお店に入っても、ちゃんこ、そのお店のちゃんこ鍋というのが、お店で提供されるようなことをしていきたいと考えておりました、事業者のほうにも呼びかけをしていきたいと考えているところでございます。市民の方につきましても、今回、レシピを募集しておりますが、それで応募された優秀な作品をホームページなどで公開しまして、ソウルフードといいますか、どこの家庭でもちゃんこをつくっていただいて、市内の地元の野菜や卵などをたっぷり使っていただいたちゃんこを家で、各家庭でつくっていただけるようになりたいなと思っておるところでございます。

**吉村委員長** 勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。

サウンディング型市場調査の件で今お話をいただいております。昨年10月頃に実施させていただきました。委員おっしゃっていただきましたとおり3者来ていただきました。市場でどんなことか、来ていただいた事業者に対しましては、あの土地とあの建物がある中で、どのような宿泊施設というのを建てていただくことができるのかというようなことを、意見をお伺いしたというような調査でございました。1つはおっしゃっていただいたグランピングというような施設、自然を生かしてグランピング施設という提案がございまして、もう一つは、あのエリアの中でフルサービスを完結できるようなラグジュアリーなホテルは誘致できる可能性あるんじゃないかというお話もいただいておりますし、また、建物を一部残したまま、複合施設ということで、宿泊施設とか飲食店など、いろいろ複合的な施設を誘致するという可能性もあるのではないかというような、そういうようなご意見をいろいろいただきました。その意見いろいろ踏まえまして、今後、今ご説明させていただきました需要調査を基に、もう一步踏み込みまして、いろいろな宿泊事業者のほうに、これよりももっと、グランピングでしたらもっと奥深く来ていただける可能性というのを、周りの市場も含めまして調査をして、今後、一步でも二歩でも前に進めていけるように、調査を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 川村委員。

**川村委員** 葛城市がこのちゃんこという、こういうフレーズが、いろいろと食育にもつながっていくということは、もう本当に私たちは大いに期待をしたいところでありまして、例えば給食に

今日はちゃんこ鍋というようなそういうメニューがあって、家庭と住民とちゃんこというのが非常に近い距離にあるというふうな、そういう取組にぜひともしていただきたいということを要望させていただきます。もちろん、今言う、さきに言っていたような事業者の中でしっかりいろんなツールがありますので、ここにもちゃんこ、ここにもちゃんこ、ここにもちゃんこがあるというふうな、やっぱりたくさんセレクトができるような仕組みというのは、ぜひともDXを推進していただいて、いろんなツールを使っていただいて、外に向けて発信をしていただきたいと思います。

それから、先ほどの宿泊可能性の調査のことですけれども、その中で楽しんでいただくという、宿泊をしていただいて、十分楽しんでいただくという、いろんな媒体をそこに付加できるような、その仕組みづくりを並行してやっていかないと、宿泊してもらったけれども、何も楽しいことないというようなことではいけませんので。前回、道の駅でも、この市場調査というのはコンサルタントで乃村工藝社が、この市場は10億円ぐらいの売上げが出せるところだと、非常にそういったプロフェッショナルが調査をされることによって、しっかりしたデータが我々のところにも伝わってまいりますので、本気出していただいて、しっかりと調査して、何としてもこの葛城市にひとつ宿泊施設をつくるぞという意気込みを持って、頑張りたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** フットライトでナイト観光を促進というお話があったと思うんですけども、ナイト観光ということであれば、あの周辺の今、道の駅かつらぎは午後5時頃までかな。やっぱりナイト観光で推進するのであれば、ある程度営業時間というか、そこらもやっぱり考慮せんといかん部分も出てくるかなと私は思うんですけども、そこらはどのようにお考えでしょうか。

**吉村委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

今回のフットライト整備に当たりまして、道の駅かつらぎのほうとは、年度初めに、うちの都市整備部としてご挨拶に寄せていただいた中で、今回の計画がありますというところら辺については、お話をさせていただいています。また、フットライトの点灯時間、これも含めてなんですけれども、道の駅かつらぎについても、営業時間を延長することによって生じるそういう経費、この辺と集客、考えた中で、検討していこうというお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

**吉村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 今後、いろいろと道の駅かつらぎも含めて、検討していくということで、またよろしく願い申し上げます。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** 非常にわくわくするような計画を立てていただいて、周辺エリアが、ますます観光振興の拠点になるような、そういう事業でございますけれども、1点目のちゃんこについてでございます。私、非常に期待している。私、ちゃんこ好きなんです。大好きなんです。好きになった理由というのは、地元出身の若當麻、北花内の當麻さんです。その方がちゃんこ屋を、相撲をやめてされて、その味が非常においしかった。こんなおいしい食べもんというぐらい、私、すごく足しげく通った記憶がございます。そういった、大体ちゃんこ言ったら、そういうお相撲さんが、いろんな経験等々でそういう営まれる、ちゃんこ屋をされる、そういうことかなと。県内のちゃんこ屋に行っても、大体元力士というふうな、そういう方のお店が多いように思いますし、それは経験でそういうふうになる。今回はちゃんこコンテストということで、市内の飲食店も、こういうものにチャレンジされるというのも、それも非常にいいことやし、こういうちゃんこというメニューが葛城市にあるということで、市内の飲食店の方々もメニューに取り入れて、競争といいますか、集客要素として、非常にいい効果が出るであろうというふうには思いますが、企業誘致じゃないですけども、そういったブランドのちゃんこ屋というものも一つ視野に入れて、市内にあのちゃんこ屋が葛城市に来たぞみたいな、そういったこともちょっと視野に入れていただいて、あっこに行ったらあれが食えるみたいな、そういうものもちょっと取り入れていただいたらなというふうに思います。

それから、川村委員もおっしゃっていましたが、私はここでしっかりと、農に対して貢献いただきたい。このちゃんこコンテストの採点の重要な要素の中に、地元農産物をこんだけ使ったという、そのポイントも高く上げていただいて、そういったことも地元の産業としての効果に努めていただけたらありがたいなというふうに思います。

それから、宿泊、それからフットライト、この2点、共通しているのかなと思います。宿泊をしたい、する理由として、葛城市で泊まる理由が必要やと。何で葛城市で泊まるねん、あっこにしかないって何か要素が、あっこで、となると、私のイメージでは夜のイベント、夜の魅力というものになるのかな。それをフットライトという要素で求めることも考えておられるのかなということのイメージをしているんですけども、夜に強い魅力というものを、もう少し要素として、コンサルタントいろいろ知恵絞っていただくので、私どもがしゃしゃり出るようなものじゃないとは思いますが、例えば近くにある梅乃宿、こういった試飲とか飲み放題みたいな、できるやどうか分かりませんよ。飲んだら、もう車に乗れないから、近くで泊まりましょうみたいなところに関連づけてくんなかなみたいな、ちょっとそういうことも、夜にイベント、魅力等、今、蛍、葛城市にあるという情報はないですけども、そういった蛍の養殖をして、蛍の観覧ができるみたいな。夜にしか蛍見れないので、そういったことも、恐らくコンサルタントは知恵として授かっていたのかなと思います。昔といいますか、私の地元でも河川の改修するとき、これを要素として入れてもうたら改修できますよという中に、蛍が住むような構造の水路をやってくれといったような事業の内容もありました。そういったタニシじゃないですけども、蛍の餌となるそういう虫、貝みたいなものの養殖をするとか、高田高校かどっかの先生が非常に蛍の研究をされていて、そういう方にも教えていただいたとかという経緯も昔あったんですけど。そういった夜に何をすんねん

ということが、1つのキーワードに私はなってくんのかなと思う。そのフットライトかなと。私は前にもお話ししたように、あの斜面というものの使い方も、私は、目印として、ランドマークとして、あの斜面をフットライト、上り詰めたところに、看板じゃないですけども、そういう目印となるものがある。イメージとしては、先日ちょっとテレビ見ていたら、ハリウッドって、文字で山の上に看板、その当時、大正、100年ぐらい前ですか、あれ建てられたんは。ボランティアの方が看板を部品をみんなが背負って登って、あの上にあの看板を立てたというふうな逸話も聞かせていただいて、これこれ、こんなイメージが欲しいなど私も改めて感じたんですけども、そういったものの看板設置もご検討いただけたらなという提案でございます。以上2点についてお聞かせください。

**吉村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

ただいまのちゃんこ鍋の件なんですけれども、ちゃんこコンテストを今回させていただくことになった経緯としまして、市内にちゃんこ屋さんが一軒もないというところで、葛城市、相撲の発祥地と言いながら、ちょっと寂しいことだなということで、相撲といえばちゃんこということで、食べ物から気運を盛り上げていこうということで、ちゃんこコンテストをさせていただくことになりました。その中で、そうしているうちに、観光大使に、2月25日、宮城野親方になっていただけることになりまして、宮城野親方のほうに、葛城市、ちゃんこ屋が一軒もないんですというようなお話をさせていただいておりました。そのしているうちに、親方が、葛城市、発祥の地なのということで、何とかしましょうということで、親方のほうが葛城市内のほうにちゃんこ鍋のお店をとということで、6月の初めに1店舗、開店していただきました。また、次の店舗も今検討していただいているところございまして、また、市民の皆様にもちゃんこを身近に食べていただけるお店が増えていくのではと思っております。それによりまして、ちゃんこといえば葛城市、葛城市は相撲発祥の地であるということをも更に推進していきたいと考えております。

それと、この今回のちゃんこコンテストに、市内の特産品を1点以上使っていただくということで、条件につけさせていただいております。加点につきましては、また今後、検討させていただきたいと思っておりますが、市内の新鮮な野菜や卵、いろんなものがございしますが、それをお鍋にたっぷり入れていただいて、おいしいちゃんこをつくっていただきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

増田委員ご質問のフットライト、この事業効果的なことになってくるのかなと思うんですけども、今の委員おっしゃられましたように、フットライトを整備することにおいて、その場所がランドマーク化されると。遠方から確認していただいて、何かあるぞというところら辺で、ナイトタイム観光のランドマークという目的、あと、最優先されるのが来園される

方の安全性の確保というところら辺が短期的なところら辺なのかなと。将来的な展望としては、この法面の活用、それについては、今回のプロポーザルの中で外部電源、将来的に外部電源が使えるよということであれば、芝桜のきれいな時期であるとか、例えば、おっしゃられたような看板の設置であるとか、それについても活用ができるであろうということも考えておりますので、その辺についても提案を求めているなと考えておるところではございます。

以上です。

**吉村委員長** 勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。

増田委員ご質問の泊まる理由、泊まる目的というところで、エリアの中での魅力ですとか、そこにとどまらず市内の中でどれだけ魅力をつくっていくかというところの中でのご提案であったかというふうに認識をしております。まず、泊まっていたくには、おっしゃっていただきましたように夜のイベントというもの、また、早朝のイベントというもの、もちろん検討していく必要があるのかなというふうにも考えておりますし、また、道の駅から社会教育センターへ続くエリアも、もう少し活性化させていけないかというところも、今後検討の1つであるかというふうにも考えております。宿泊せざるを得ないものであるとか、あと、周遊していただいて、最後に大阪方面に帰っていただくときの最後の宿泊地というふうな、そういう武器として使うことも可能かなというふうには考えておりますので、いろいろ検討させていただきまして、たくさん魅力をつくっていけるように、今後も検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 増田委員。

**増田委員** ちゃんこ、私、皆さん方、知っていたかどうか分かりませんが、宮城野親方が店舗、関連のお店を、非常に待ち遠しいなという気が一遍にしました。大きな看板であろうと思います。大きな看板というか、価値の高いといいますか、魅力ある1つの飲食店が来ていただくという何かイメージが湧いてきたので、非常に効果としてはいいかなと。それに関連して、葛城市に行ったら、あそこにもあそこにもちゃんこ屋が、のぼりが上がったというふうなイメージが湧いて、飲食、おいしいものがたくさんあるまち、行ってみたい、食べてみたいと。こういったまちの活性化というのも十分期待できるところかなというふうに思います。

それから、宿泊、夜フットライト、いろいろイベント、明日香の甘樫丘を、私は勝真課長のお話を聞いていて思い出しました。甘樫丘から二上山を、その当時、その当時というのは飛鳥時代の話ですけど。あっこから二上山に落ちる夕日が絶景やと。それから神の宿るまちやと。あっこに日が沈むということです。非常に二上山を敬うというか、祀った時代が長く続いたというふうに聞いています。逆にしあわせの森、あっこから朝日を見る、あの絶景が、奈良県で一番きれいな朝日なんだという、何かそういううたい文句とか、そういう効果も、私聞いていて出せるのかなと。そんなことも視野に入れて、あっこに朝7時、6時に登って、朝日を見よう、そういうインスタ映えがするような、そういったことも魅力としてある。あ

っこに泊まって朝日を見て帰るというふうなことも。それから夜は夜でね。蛍の養殖もちよっと勉強してください。いろいろと要素としては、夜の要素としては、いろんな材料が本市にもあんのかなと思うので、その辺をたくさん魅力として使っていただいて、宿泊したいまち葛城市を目指していただきたいと思います。よろしくお願いします。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、2番、多面的機能支払事業交付金事務に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、令和4年9月定例会において議決いたしました議第49号、和解することについてに関しまして、和解案の要旨第5項にあります加守地域保全向上委員会から一部事実と異なる内容を記載した実施報告書が提出されたことを、葛城市において点検で気付けなかった事態について、その原因を調査するという記載がありましたために、本委員会の調査案件として取り上げまして、そして、担当課に調査を願っておりました。そのことにつきまして、理事者よりご報告願います。

植田部長。

**植田産業観光部長** 多面的機能支払事業交付金事務に関する事項について、ご説明申し上げます。本件の和解案の要旨第5項において、加守地域保全向上委員会から一部事実と異なる内容を記載した実施報告書が提出されたことを、葛城市において点検で気付けなかった事態について、その原因を調査するとされております。このことを受けまして、農林課にて実施した原因の調査結果を報告させていただきますとともに、この農林課で実施した調査内容についての検証や再発防止のための改善策を企画政策課の専門分野アドバイザー報償費を利用して、第三者の専門家に調査依頼いたしましたので、その結果についてもご報告させていただきます。依頼先は税理士法人森田会計事務所副所長の森田洋平様で、森田様は、公認会計士として様々な法人の会計監査に携われており、監査業務に精通されております。葛城市におきましても、社会福祉課で予算化しておりますが、市内の社会福祉法人の監査業務等の経歴がございます。

それでは、詳細につきましては、課長のほうからご説明申し上げます。

**吉村委員長** 吉田農林課長。

**吉田農林課長** 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

多面的機能支払事業交付金事務に関する事項について説明申し上げます。資料につきましては、多面的機能支払事業交付金事務に関する事項について2部ございまして、1部目は、表題にアンダーラインをしております農林課にて実施した調査結果と、もう一部は、その調査について、公認会計士の調査結果となっております。

それでは、まず、1部目の表題にアンダーラインをしております農林課にて実施した調査結果について説明をさせていただきます。調査項目につきましては、和解案要旨第5項にある、加守地域保全向上委員会から一部事実と異なる内容を記載した実施報告書が提出されたことを、葛城市が点検で気付けなかった事態について、原因の調査、再発防止策についてで

ございます。調査状況につきましては、平成30年6月25日、事務処理の内容等について、当時の担当職員2名に聞き取り調査の実施。平成30年6月25日から平成30年7月5日、実績調書等、保管書類の再確認。令和元年6月25日、当時の担当職員に当時の加守に対しての事務の流れなどをより細かく聞き取り調査の実施。次のページをお願いします。令和元年6月26日、当時の農林課長に保管書類の再確認状況について聞き取り調査の実施。また、同日に、当時の担当職員にも聞き取り調査の実施。令和5年2月2日、当時の担当職員に聞き取り調査の実施。新たな事実確認なし。令和5年2月7日、当時の農林課長に聞き取り調査の実施。各地区の活動組織との関わりについて、市の立場としては、文書類の作成援助にすぎず、書類は活動組織または代表者の名義であり、無断、あるいは勝手に文書を作成することはない。また、加守地区の住民でないので、飲料やチップソー等が実際に配付されていたのか、具体的な事情までは把握してないという内容でした。次のページをお願いします。再発防止策については、聞き取り調査の結果を踏まえて、1、市のチェック方法の改善、2、事実の周知・啓蒙、3、交付金の出納についての3項目について記載の内容のとおり、再発の防止に努めています。

次に、もう一部の公認会計士の調査結果について説明させていただきます。調査項目につきましては、和解文について、原因を調査することとなったため、市によって行われた原因調査の内容を検討し、再発防止策についても検討するとなっております。市による調査の状況につきましては、先ほど説明させていただいた農林課にて実施した調査結果について記載しておりまして、その内容について調査していただいております。独立した第三者としての見解につきましては、内部調査、任意調査である性質を鑑みると、調査に対する人的、時間的制約がある中で十分な調査を行っていると考えerということでございます。

次のページをお願いします。再発防止策について、読み上げをさせていただきます。再発防止策、総会開催による各活動組織における自治。各活動組織における総会が形骸化した点が見受けられる。資金収支については年度ごとに総会を開催し、本来、構成メンバーで確認し、適切に運営すべきである。今後は、総会開催の事実を総会資料の有無、議事録の内容等で客観的に確認する必要がある。

報告書の作成責任は各活動組織にあることの周知。従来、交付金申請のための報告書の作成をサポートという名目のもと実質的には市の担当職員が行っていた点が見受けられる。本来は、報告書作成の一義的な責任は各活動組織にあるため、その点を周知・啓蒙し、市が行う説明会にも参加いただくなど各活動組織の構成員の意識と体制を変えていく必要がある。

交付金の出納。従来、受け取った交付金の支出について、一括で引き出されるなど、通帳を確認しても出納の状況が判明しづらい状況にあった。また、業者への支払い等も、現金で行われており、支払いの事実が確認できない事例もあった。今後は、支払いの案件ごとに通帳からの振込をできる限り行い、事後に収支の事実を客観的に確認できることが必要である。

領収書等の証憑の確認。支払いに関する領収書の添付がない報告書を作成していた年度もあり、また領収書が簡易的なもので領収書の実在性・正当性に疑義が生じるものもある。今後は、前述の振込による支払いへの移行を進めるとともに、領収書の確認ができない支払い

については交付金の対象外とするなどの対応が必要である。

購入先、支払先の選定。備品や飲料の購入にあたり、活動組織の中心的構成員に縁のある商店から調達している事例が散見される。金額の妥当性や経済合理性の見地から、今後は調達業者の選定について合理的な理由の提示を求めることが望ましい。

市のチェック体制。上述の再発防止策について、適切に運営されているかどうか、市では定期的にチェックし、改善されていなければ適時に是正を求める体制を整える必要がある。具体的には、総会資料の提出を求めることで総会の成立有無を確認し、通帳・領収書等の原始証憑を確認することで収支の適正を確認することが求められる。また、活動組織との定期的なコミュニケーションを図り、問題を適時に把握できる環境を構築することも必要である。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

横井委員。

**横井委員** 横井です。質問いたします。エビデンスについて聞きます。

エビデンスでA 4の紙が5枚提出されております。最初の3枚、そして後ろの2枚ありますが、最初の3枚、この……。

**吉村委員長** 横井委員。質問は、今回は多面的の、これにつぐ質問をお願いしたいんですけど、これについての質問はちょっとずれてしまいますので。

**横井委員** この紙。

**吉村委員長** どういうことをお聞きになりたいんですか。

**横井委員** 聞きたいのは、これは理事者がつくって、こっち側は公認会計士がつくった資料なのかどうかです。

**吉村委員長** 誰が。

**横井委員** 当然、エビデンスの確認をしないと。

**吉村委員長** これは今説明があったと思いますけど。特に改めて質問をしていただかなくても、十分今の説明で分かったかなと思いますが。それを踏まえた上で何か質問。

**横井委員** だから、そのとおりなんですか。

**吉村委員長** そうです。それ以外にないと思います。第三者に私どものほうから、原因を調査するために客観性を持った調査を議会からお願いをしています。委員会からもお願いをしていたので、それに対して、第三者である森田洋平公認会計士のほうに依頼をして、その回答を得ているということでもあります。これについて何ら問題はないかと思います。その上で質問は特にないですか。分かりました。

ほかに何か質疑が、ご質問等ございませんでしょうか。

今回のこの和解のことにつきましては、和解案第5項につきまして、これ3つ、市との約束がなされていまして、1つは葛城市が点検で気付かなかった事態につきまして、市長が遺憾の意を表するということにつきまして、これはもう既に済んでおる話であります。それからもう一つは再発防止ということにつきまして、従前からそれに対しては、理事者側のほうにおかれましては対応をされていたというふうに思います。そしてもう一つは、原因を調

査してほしいというふうなことについて、客観的な調査ということで、第三者の意見を求めるということもこの委員会、議会としては要請をしていたところではありますが、それにつきましても、今、説明をいただけたというふうに理解をいたしますが、ほかに、大丈夫ですね。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 特に委員の皆さんからの質疑がないようであれば、多面的機能支払事業交付金事務に関する事項につきましては、本委員会での調査につきましては、一定の役割を終えていると思われるというふうなことでありますので、この調査案件につきましては、これで終了したいというふうに思いますが、委員の皆様、これでよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** それでは、ご異議なしという答え、お言葉をいただきましたので、それでは、多面的機能支払事業交付金事務に関する事項につきましては、調査を終了したいと存じます。

次に、3番、入札・契約事務に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、クリーンセンターの契約事務に関し調査するために、令和4年3月より、本委員会の閉会中における継続審査の案件として取り上げて、調査を進めてまいりました。そして、令和4年6月定例会中の委員会では、理事者から、クリーンセンターの契約事務に関する報告書についてご説明をいただき、10項目の再発防止策を提示いただいております。本日は、その再発防止策の活用状況等につきまして、理事者より報告を願いたいと思っております。

林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

私からは、入札・契約事務に関する事項についてご説明をさせていただきます。先ほど委員長のほうからもお話がありましたが、まず、昨年6月22日に開催されました総務建設常任委員会において、クリーンセンターの契約事務調査報告の中で、必要な事務を怠り、不適切な事務執行を行った問題に対して、厳正に対処することで、本人の自覚を促し、その事例を職員に周知することで、再発防止に努めることを踏まえまして、10項目の再発防止策を提唱させていただきました。今回は、これら全10項目の再発防止策の活用状況につきまして、お配りさせていただいております資料に基づいてご説明申し上げます。資料のほうはA3の横長で、調査報告書にある再発防止策の活用状況ということでございます。なお、この内容につきましては、先般、5月24日に開催されました総務建設常任委員会協議会でのご説明と重複いたしますので、あらかじめご容赦願います。ただし、協議会から約1か月経過しておりますので、その間の追加事項につきましては、資料中のアンダーラインを引いておりますので、ご了承願います。

まず、資料の構成でございますが、左から10項目の防止策の内容、その右に活用状況、そして実施時期ですが、こちらは新たに始めた取組は二重丸を頭に、一方、従来からの取組を改善したものは丸を頭につけて、それぞれいつから実施したかを表しております。そして備考欄には、各項目の活用状況のパソコン内での格納場所を記載しておりますので、共有フォル

ダは職員全員が閲覧可能であり、データの書き込みが行えるようになっております。また、電子キャビネットは、職員全員が手引や様式をパソコン上で参照でき、必要に応じて様式等を取得できるようになっております。

それでは、まず1番の契約管理シートによる契約事務の執行管理についてでございます。こちらは令和3年秋から活用をしているところでございます。この契約管理シートは、事業の始まりである執行伺いから、終わりである支払い完了までの手続の流れを見える化したもので、1つの手続ごとに実施した日付を入れていくことで、事務の失念や遅滞を防止するツールでございます。この契約管理シートを今年度も引き続いて活用することで、案件ごとの進捗状況を課員全員で共有し、相互にチェックしながら、全ての手続が完了したら、最終チェックを行った者が氏名を記入することとなっております。そして、課全体のシートの最終確認を課長が、さらに、部全体のシートの最終確認を部長が責任を持って行うことで、内部統制の強化を図っておりまして、活用も3年度目を迎え、組織全体への浸透が図れてきていると考えております。

次に、2番目の予定価格調書作成ルールの再確認及び周知徹底についてでございます。こちらにつきましては、予定価格調書の作成に当たり、作成の時期に関する留意点、さらに、決定者を部長級以上に改め、正確な作成の手順及び保管方法、さらには、特に決まった様式がない予定価格調書の参考例などを分かりやすく示すことで、作成ルールの周知徹底を図っているところでございます。

次に、3番目の契約事務手引きの改正及び徹底についてでございます。こちらにつきましては、令和4年1月に改訂し、契約事務に携わる職員目線で、より分かりやすくを念頭に置いて、追加などや文言修正の改訂を行っております。主な改訂内容につきましては、先ほどの予定価格決定者を部長級以上に改めたこと、また、支払い時期の留意点や、業者選定委員会に諮る必要のある基準の追加、さらには別に定めていた契約事務分担表、いわゆる決裁基準規定の統合などでございます。そして、全職員に対して、電子キャビネットに格納している最新の契約事務手引きに基づいて契約事務を行うよう周知徹底を行っております。

次に、4番目の業者選定委員会のメンバー構成の見直しでございますが、幅広い視点から意見を求めるために、従前は、事業関係部局の管理職が中心であったメンバー構成を、令和4年4月からは、副市長を会長とする全部長での構成に見直しを行っております。

次に、5番目の完了検査のチェックリストの見直しにつきましては、チェックリストは従前のものからの見直しはございませんが、検査要領を見直し、令和4年4月からは、検査員の依頼基準を検査対象案件の予定価格ごとに、特定検査責任者、一般検査責任者、こちらはそれぞれをさらに部長級と課長級に区分をしております、これに技術確認者を加えた2人以上の体制で必ず実施するよう義務づけており、検査体制の強化を図っております。

次に、6番目の少なくとも月に1回は部内会議を実施し、部長による各課の業務執行状況管理を行うことについてでございますが、従前は実施頻度の決まりがなかった部内会議を、令和4年4月より必ず月1回実施するよう徹底し、そこで、各課の懸案事項や当面のスケジュールなどを共有することで、部長による業務執行状況管理を徹底させ、組織内の連携強化

を図っているところでございます。

次に、7番でございますが、さきの6番で述べました部内会議を踏まえて、課内会議を実施することで、報告・連絡・相談の場として活用でき、問題点の早期発見、早期解決を促し、事前に対策を講じていくことで、リスクマネジメントを図っているところでございます。

次に、8番目のコンプライアンス研修につきましては、平成30年11月から職員全員を対象に実施しておりますが、引き続き、年1回は職員全員が必ず受講できるよう工夫して開催し、コンプライアンス意識の向上に努めております。また、管財課による契約事務に関する職員研修につきましても、継続して実施することで、必要な知識の習得と実務能力の向上、さらに、管財課による受講後のフォローアップも充実させていきたいと考えております。

また、9番目の新規採用職員に対する研修の充実ということでございますが、新規採用職員は入庁後多くの研修を受けることとなりますが、その中でも、今年度からは、一般論の契約に関する研修だけではなく、加えて、葛城市ルールにのっとった契約事務の基本的な流れについての研修を人事課と調整し、企画していきたいと前回の協議会では報告いたしました。今回は具体的に8月に実施する運びとなりましたので、追記をさせていただいております。なお、講師は管財課長が務める予定でございます。

最後に、10番目の最終決裁権者はもちろんのこと、職員一人一人が、決裁の内容、承認の意味、重さを改めて確認するよう取り組んでいくことについてでございますが、令和3年度から導入いたしました電子決裁システムにより、決裁権者は従来の紙媒体での決裁に比べて、決裁の内容について十分に精査ができる時間の確保が可能になったと考えております。また、令和4年度から実施しております専門分野アドバイザー研修の一環として、特に契約事務に特化した講座をウェブ形式で実施したところ、123名の受講報告を受けておまして、一人一人の契約に関する重要性の認識が高まっているものと考えております。なお、この契約事務に特化したウェブ講座につきましても、前回の協議会では、令和5年度の実施については未定でしたが、企画政策課において調整し、引き続いて今年度も実施できる運びとなりましたので、職員が受講しやすい時期も含めて検討していることを追記させていただいております。さらに、本市では今年度より係長制度を導入いたしました。このことは、係長が係内の責任者として、より細かいところまで目が行き届き、課員の業務執行における失念や遅滞についてチェックできる組織づくりのスタートになるものと考えております。

以上で、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。最後に、これら10項目の再発防止策につきましては、今後も継続して取り組んでいかなければならないことは言うまでもありませんが、日々の業務の中で、職員一人一人が正しい方法で正しいルールに従って業務を行うことを意識し、また、所属する部署においては、職員の業務遂行に当たって後押しできるような環境づくり、雰囲気づくりをすることが求められているのではないかと感じております。そのため、状況に応じて、これら10項目の再発防止策の取り組むべき内容もブラッシュアップをしていきたいと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 再発防止策の10項目につきまして、これらにつきまして、今までも、既にご報告いただ

いたこともあったわけでありましてけれども、今回、新たに取り組まれることと、それからまた、従来から取り組んでおられていること、これらがちょっとこうまとまった形で、一覧できるような形でご報告いただいたという形になろうかと思いますが、ただいま報告願いましたことにつきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

梨本委員。

**梨本委員** 丁寧にご利用状況まで報告いただいて、ありがとうございます。この間、管財課長も含めてしっかりとこういったところの活用をしていただいているということに感謝申し上げます。2点だけちょっと質問させてください。

1点は、さきの総務建設常任委員会協議会において、委員外議員の中から、これ奥本議員やったかと思うんですけれども、改ざん防止の観点から共有データ、これの改ざんができないようにちゃんとなっているのかということがあったかと思しますので、その点について1点確認させてください。

もう1点は、この8番のコンプライアンス研修、この後も様々なウェブ形式の講座なども含めて、様々な取組で研修を図っていただいていると思うんですけれども、このコンプライアンス研修は、平成30年の11月から始まっていますけれども、私どもが指摘した点というのは、この後の段階の発生事案だったと思うんですね。やはりそういったことも含めて内容の見直し、特にそういった問題があると指摘された契約事務、こういったものを例えば参考資料として、こういったところに関してどういった点が議会として指摘されたのか、どういった点に問題があったのかということ、やはりやるというのが、再発防止には有効かなというふうに私自身考えるんですけれども、そういった改善について、研修内容についての改善をどのようにされているのかということをお聞かせいただけますか。

**吉村委員長** 倉田管財課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

先ほどの梨本委員のご質問につきましてですが、契約管理シート等の多分改ざんの防止の観点かと思うんですけれども、本年度も担当課員全員で契約の事務、支払い事務の漏れをチェックするために、契約管理シートの運営を行っております。誰かがどこかで何かを忘れていないか、確認するためのものでもございまして、業務の手順、次にやることについてみんなで確認していくようなものでございます。このシートに誤りがあるからといって問題にするようなツールであってはならないという考えを持っておりまして、公文書として残すような、業務上の文書のミス、漏れ、事前に防ぐための補助ツールでございまして、その辺はご理解賜りますようお願いいたします。一番大切なことは、担当課長の指示の下、担当課員が適切な事務を行い、業務の完了、支払いの確認、担当課長が決裁後にも最後確認を行って、事務の漏れはないか、支払いの完了はしているか確認することが、再発防止につながっていると考えておりますので、改ざん防止というか、これ自体がそういう管理できるものというような考え方は持っておりません、これからの事務をちゃんと遂行、忘れないように、何を何するかという目次みたいなものというふうに考えておりますので、これを指摘事項になるようなものというふうにはしたいというふうには思っておりませんので、その辺ご理解賜りま

すようお願いいたします。

続きまして、研修につきましては、ご指摘のとおりかと思っておりますので、それも含めまして、今度はあまり知識のない新規採用職員に対しても、葛城市ではこういうふうには、いろは、施行伺いから最後の契約の業務完了まで、支払いまで、こういう流れでしていくんだよというのも含めてしていきたいというふうに考えております。その他につきましては、また、人事担当ともちょっと協議いたしまして、よりよい研修をしていくように考えております。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** 人事のほうからは。

では、林本部長。

**林本総務部長** 先ほどのコンプライアンス研修の中に、契約に関する、今回、内容が盛り込まれているかどうかというご質問だと思います。今、人事課のほうを実施していただいております職員全員を対象にしたコンプライアンス研修でございます。その中で、基本はやはり公務員は法律に基づいて職務をするということが大前提の中で、法令遵守ということの意識づけを図るものでございます。今回毎年、内容、趣向は凝らしておりますが、ベースはやはりいろんな全般的なコンプライアンスに対しての研修ということになっておりますので、個別にそういった案件を取り出してというのは、今この平成30年の11月以降の中ではやっておりませんが、今ご指摘いただきました、その点も踏まえまして、ちょっと今後人事課とも調整をさせていただいて、今後進めていけるのであれば、そういうふうな形で対応できたらというふうに考えております。

以上です。

**吉村委員長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。ただいまの林本総務部長の答弁にちょっと補足だけ、人事課の所管としてさせていただきますと、先ほど梨本委員おっしゃいましたように、予定価格調書とかで問題があった点については、10項目の中の定例の部長会の中でも、当然共有させていただくと。あらゆる機会を見つけて、リスク管理するというのが取組だと思いますので、そのような形で対応はさせていただいております。そのような中で、今後研修についても、このような事象について取り入れることができないのかということをお先ほど申し上げましたような形で協議して進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 理解いたしました。これ、人のやることですので、林本部長おっしゃられるように、行政ですから、そういったミスがあってはならないんですけども、でもその中でも、やっぱり人のやることですので、そういったことが起こり得る可能性はあると思うんです。そういったときに、やっぱりそれをすぐに明らかにして、どう改善していくのかということをやらないと、それが分からないままになっているとか、改ざんしてしまうとかということになってしまうと余計に大きなことになってしまいますので、そういったことも含めたコンプライアンスということをこれからも徹底していただいて、よりよい契約事務につなげていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** 非常に徹底した管理を今後やっていただくということで、再発防止策、いろいろとご検討いただいたということでございます。この中にちょっと入ってないんですけども、内部通報についてでございます。現実、どこの組織行きますとも、これ、そういうことは実行されていないというふうにも伺っていますし、なかなかそういうことができない現状は分かるんですけども、この再発防止策の1つの手段として、こういうことも監視の目として、周り、部内で、そういう監視の目も充実していくという姿勢が必要かなと私は思うんです。見て見んぷりをするというようなことも、私は、初期の段階での再発防止につながると思うので、そういうこともこの項目の1つとして内部通報というものもあるよということを項目として挙げておくべきかなというふうに思うんですけども、お考えをお聞きします。

**吉村委員長** じゃあ、林本部長。

**林本総務部長** ただいまの増田委員のご質問にお答えいたしますが、私のほう、先ほど説明の中で最後に、今後のやっぱり状況を踏まえまして、見ながら、この改善策の10項目については、ブラッシュアップを図っていきたいというふうに申し上げました。今いただいたご意見も踏まえまして、ちょっとそういうところは調査研究させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**吉村委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようでありましたら、入札・契約事務に関する事項については、本委員会での調査につきまして、こちらにつきましても一定の役割を終えていると思われることから、この調査案件につきましては、これで終了したいと思いますのですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村委員長** それでは、入札・契約事務に関する事項については、調査を終了といたします。

最後に、4番、行財政に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告を願います。

米田財務部長。

**米田財務部長** 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

行財政に関する事項についてということで、お手元に配付のほうをさせていただいております資料を用いまして、令和3年度決算に基づく財政指標等についてご説明のほうをさせていただきます。

なお、先月5月31日をもちまして、令和4年度の出納整理期間が終了いたしておりますが、令和4年度決算に基づく財政指標等につきましては、ただいまそれらの集計作業を行っておりますので、現時点でお示しできる直近のデータといたしましては、令和3年度決算に基づ

く数値ということでご理解のほどお願いいたします。

それでは、資料をご覧くださいと思います。令和3年度決算における普通会計ベースの指標でございまして、資料右下に表記してございますように、奈良県の報道資料としても公表をされているデータでございます。

まずは、上段、3つの財政指標をご覧くださいと思います。地方公共団体の財政状況を表す財政指標の中でも、特に代表的な指標を取り上げさせていただいております。それぞれのような観点から分析された財政指標なのか、また、奈良県12市における葛城市の順位という観点から簡単にご説明をさせていただきます。左端より、経常収支比率でございます。一番よく耳にさせていただくこの指標は、地方公共団体の財政構造の弾力性を表してございまして、人件費や扶助費、公債費などの経常的な歳出経費に対しまして、地方税や交付金、譲与税、普通交付税、臨時財政対策債などの経常的な収入がどの程度充当されているのかを比率で表したもので、比率が高いほど財政にゆとりがなくなっているということが判断できる指標でございます。葛城市は令和3年度が93.9%で、前年度から4%改善しておりますが、県内12市中、比率のよいほうから数えて11番目でございます。

続きまして、実質公債費比率と将来負担比率でございます。これらの指標は、平成18年に財政破綻が明らかとなりました北海道夕張市の事件がきっかけとなりまして、平成19年6月に成立いたしました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により定められた財政指標でございまして、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や、再生の必要性を判断する指標となっております。

まずは、実質公債費比率でございます。この指標は、借入に係る返済額の比重を示した比率、すなわち、毎年のローン返済が重過ぎないかを3か年平均値で表した指標でございます。令和3年度は9%で前年度から0.5%悪化しておりますが、県内12市中、比率のよいほうから数えて5番目でございます。ちなみに、財政の健全化に関する法律で定められております早期健全化基準、分かりやすく信号機で申し上げますと、黄色に該当いたします注意を意味する基準値は、25%と示されているところでございます。

続きまして、将来負担比率でございます。この指標は、将来負担すべき実質的な負債の比重を示した比率、すなわち、ローン残高や負債の規模が大き過ぎないかを表した指標でございます。令和3年度は38.6%で、前年度から9.2%好転しておりますが、県内12市中、比率のよいほうから数えて5番目でございます。同様に財政の健全化に関する法律で定められております早期健全化基準に該当いたします基準値は、350%となっているところでございます。このように、財政状況を表す健全化判断比率にあっても、分析する角度によっては指標が好転したり悪化したりするということがお分かりいただけるかと思います。

続きまして、下段をお願いいたします。左から、令和3年度末現在の地方債現在高でございます。借入れの残高が幾らあるのかということで、葛城市におきましては、約199億7,000万円、県内12市中、残額の少ないほうから数えて2番目でございます。

続いて、令和3年度末現在の財政調整基金現在高でございます。年度間の財源の不均衡を調整したり、不測の事態に備えた貯金でございまして、葛城市におきましては、約24億

4,500万円、県内12市中、基金の額が多いほうから数えて6番目でございます。

以上、この2つの現在高におきましては、各市の財政規模がまちまちであることから、一概に同じ目線で比較ができませんので、順位で表せばこのような見え方となるということで、参考程度にとどめていただければと思うところでございます。

最後に、基金残高比率でございます。地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろうと想定できる経常的一般財源の規模、すなわち標準財政規模に対する基金残高の割合でございます。算出根拠となる基金につきましては、財政調整基金と減債基金の合計額でございます。葛城市におきましては24.3%、県内12市中、比率のよいほうから数えて2番目でございます。以上が本資料に掲載されております財政指標の概要でございます。

続きまして、皆様には大変ご心配をいただいております令和3年度の経常収支比率についてでございます。令和3年度の比率が、令和2年度に比べて4%回復しているにもかかわらず、県内12市中11位で、前年度より順位が下がったことにつきまして、少しお話をほうをさせていただきたいと思っております。話は遡りますが、昨年9月議会における決算特別委員会におきまして、令和3年度の経常収支比率が改善した要因はというご質問をいただき、私のほうから、国の補正予算における財政措置として歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることなどから、令和3年度の地方交付税総額に加算して普通交付税が増額交付されたことが大きく関係しているというご答弁をさせていただいたと記憶してございます。その時点におきましては、県内他団体においても、経常収支比率が回復傾向にあると想定できていたところでございます。結果、県内全ての市町村で経常収支比率が改善したところでございます。後々に発表されました県内順位につきましては、葛城市が想定外に下がってございましたことから、その原因を研究していたところでございまして、最終的に、経常収支比率を算出する際の分母の数値の捉え方に自治体間で違いがあることが分かったところでございます。この違いが生じている原因といたしましては、先ほど申し上げました国の補正予算における普通交付税に対する財政措置が関係しているところでございまして、今から申し上げます2つの観点から、普通交付税は増額の恩恵を受けたところでございます。

まず、1つ目は、普通交付税を算出する際の歳出側、すなわち基準財政需要額に新たな項目が追加されたことに伴う普通交付税の増額、2つ目は、臨時財政対策債を一部現金化し、その現金化された額が普通交付税に上乗せされたことに伴う増額というこの2点でございます。ただいま申し上げましたこの2つ目の理由、臨時財政対策債が一部現金化されたことによる普通交付税の増額と臨時財政対策債が、これから説明をいたしますキーワードでございます。経常収支比率を算出する際の式におきましては、分子が経常的経費に要する一般財源、それから分母が経常的な一般財源収入となっているところでございまして、この分母に当たる経常的な一般財源収入といたしましては、先ほども申し上げました地方税や交付金、譲与税、それから、普通交付税に加えまして臨時財政対策債が含まれるところでございます。少し復習でございますが、今申し上げましたこの臨時財政対策債とは何ぞやということでございます。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、交付税として地方に交付すべき財源が不足した場合、その穴埋めとして地方公共団体に地方債を発行させるという制度に基づき、地

方公共団体が地方債の借入れを行うものでございます。ただし、起債の償還に係る元金と利息については、全額、後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源として捉えられている起債でございます。違いが生じておりますのは、臨時財政対策債における一部現金化された額の事務処理の仕方でございます。臨時財政対策債から普通交付税に一部現金化された額を差し引いた額で、臨時財政対策債の借入れを行われた団体、または、一部現金化された額を差し引かず、現金化される以前の額を満額で借入れを行われた団体と2つのケースがあるという事実でございます。葛城市に当てはめますと、臨時財政対策債の一部現金化されたことによる普通交付税上乘せ分、金額で申し上げますと約1億5,800万円でございます。この約1億5,800万円については、制度上、借入れを行うことも可能ではございましたが、借入れを行ったとしても、後年度に交付税措置のない起債であると示されたことから、葛城市では借入れを行ってはおられません。したがって、一部現金化された額を重複して、臨時財政対策債の借入れを行われた団体と比較いたしますと、経常収支比率が悪くなっており、順位も下がってしまっているということが分かったところでございます。

このような状況は、市だけに限らず、町村でも同じ事象が起こってございまして、仮の話ではございますが、本市が一部現金化された部分も重複して借入れを行ったとすれば、劇的に率が回復するわけでもございませぬが、経常収支比率は92.5%となっていたところでございます。このようなことから、令和3年度の経常収支比率については、12市を含め、一概に県全体的に同じ目線で比較することができない状況にあるのではないかと考えるところでございます。

話は変わりますが、さきの総務建設常任委員会協議会におきまして、財政の危険度を示す基準というお言葉があったかと思っております。奈良県が、例年12月頃に県内市町村の財政状況を発表しておりまして、県が主要財政指標と定めている4つの指標のうち、複数の指標で県内市町村順位、ワースト5位に入った団体を重症団体と位置づけ、当該団体に重症警報を発令しているところでございます。これらの団体は、県との勉強会を通じまして、財政健全化への方策が話し合われることとなっております。県が、財政の危険度を判断する際の主要財政指標と定める4つの指標でございますが、説明資料に表記のございます経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、基金残高比率を掲げているところでございます。危険度判断という観点からは、大変参考にさせていただける基準であると認識しているところでございます。

最後になりますが、もろもろの財政指標について、ただいまご説明のほうをさせていただいたところでございますが、我々市の財政を預かる担当といたしましては、本市の財政状況を財政指標のよしあしだけで判断するのではなく、どのような状況にあっても常に危機感を持った中で、財政運営に臨んでいかなければならないと考えているところでございます。ささいなことからはございますが、予算編成時の経常的経費のシーリングや、交付税算入率の高い有利な起債などをはじめとした財源の模索、また確保、それから、本日も審議いただきました地域経済牽引事業の促進に係る条例制定などは、企業誘致の観点から税収確保に向

けた最たる手段であると考えるところでございます。

それから、市長が公務で上京される際には、必ず国への陳情書をご持参いただいております。そして、県選出国議員を通じて、該当する省庁担当者に葛城市の要望をお伝えいただいております。今年度も6月初旬に陳情を行っていただいております。また、職員に向けた意識改革でございますが、財政担当者よりは、伝票等、決裁時において、予算執行の根拠など、説明責任の重要性や節約意識の再認識などをその都度申し伝えているところでございます。職員皆が市の財政に対する意識を高く持ってもらえるよう、継続して努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

**吉村委員長** ただいま財務指標等について説明をいただきました。特に経常収支比率については、丁寧にご報告願ったわけですが、このことにつきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

増田委員。

**増田委員** ご説明ありがとうございます。先ほど、指標となる数字、市町村振興課が出していただいている財政状況資料に基づいてご説明いただいたわけですが、私もこれ、毎年ホームページからプリントアウトさせていただいております。冊子になっている部分も見受けたんですけども、一応県のホームページのほうから出させていただきました。これ見ると、今先ほどからいろんなご説明をいただいたような根拠、こういうふうに至った理由等々をないままに、数字だけがここに、ここのタイトルがどう書いているかという、わたしのまちは大丈夫？とこう書いているんですよ、いきなりね。ちゃんとこれ見ときやと。自分ところのまちの財政状況、どうなんか、ここにみんな載ってあるからなというふうな資料づくりなんです。「あなたのまちの財政状況」、あなたのまちのというね。県民に対して、市民に対して、住民に対して、これをちゃんとチェックしなさいよという資料が、こうやって膨大なデータが作成されております。お住まいの市町村の財政状況は、その年の言わば成績表ですから、過去の財政状況や他の市町村の財政状況と比べることが肝心ですとこう書いているんですわ。そやから、比べるわけですわ。どうしてもね。これ私が何かちっちゃい穴をほじくって、いちゃもんつけているわけでも何でもなし。県の資料としてこういうものが出されておると。こういうことですので、素直にこの資料をずっと見させていただいて、先ほど米田部長の説明にあったこの7ページのところにも、これ嫌らしいじゃないですけども、最後のところに全国平均、経常収支比率のことですけども、全国平均は4.2ポイントの改善であり、奈良県の令和3年度は改善をしたけども、理由は、さっき言ったそういう財政措置が国からあったからということなんですけども、全国平均とは差は大きく縮小しましたが、県内市町村では、より一層の行財政改革に取り組む必要がありますと、こう書いてあるんですよ。財政改革、ちゃんと取り組まなアカンよと。まだまだ全国ランキング36位、過去から最下位ずっと続いていたやつが、36位に戻ったけども、まだより一層の改善の必要があると、こういう経常収支比率の奈良県の位置がそういうことやということです。先ほど、葛城市の順番というか、数値が93.9%ということ。全国1,741のうちの1,662、前に私もちよっと一般質問かどっかで

全国から比べた、1,700のうちの1,600、これの後ろ80市町村ぐらいしかない。全国からね。そういう状況やということがまずあって、そこへ持ってきて奈良県の上から順番からいうたら2番目やという資料づくりなんです。ほんで、先ほど令和3年度のことを捉えておっしゃられていたので、令和3年度は特別かということかと推測をするわけですけども、この資料は、平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度と過去5年間の数字が記載されているんですよ、この資料はね。平成29年度は数字的に言うたら95.6%なんです。ところが順番が真ん中ぐらい。それが、平成30年度になったら、8つぐらい悪化のほうの市町村に入っていったら、令和元年度は、大体横ばいですけども、また令和2年度になると、5つほどの市町村に上回って、令和3年度にここまで来た。傾向値として、どんどんどんどん右肩上がり、悪い方向の市町村の仲間入りのほうに入ってきているという傾向値というのは、私ちょっと見逃せないなということです。ただ、緊急的な問題点というのは、私、そんなに見受けられないし、健全に財政を管理していただいているということは十分承知をしているんですけども、この財政状況資料を見ると、そういう心配をするような資料づくりになっているので、最後に部長おっしゃられましたように、常にこの財政状況については緊張感を持って、市民の方々にも、やっぱりそういうものの理解というのものも、やっぱりしていただく必要があるのかな。大盤振る舞いじゃないですけども、やっぱり緊張感を持って、硬直化している財政を健全に維持する必要があるという意識は、やっぱり職員の皆さんはもちろん、市長をはじめ、もちろんのこと、市民の方にも、その理解というのは、やっぱり知っていただく必要があるのかなというふうに思いますので、いやいや健全ですよと、あまり、硬直化していることには違いないと思いますので、今後ともこの財政改革については、この委員会のテーマとして、継続的に見ていきたいなと私は思うので、委員長、取り計らいよろしくお願ひ申し上げます。

**吉村委員長** 承知しました。今のはご意見を述べられたということですのでよろしいですね。今、補足しますと、今、増田委員が、根拠として今おっしゃった資料は、奈良県総務部知事公室市町村振興課が、令和5年3月に出されています「財政指標に見るあなたのまちの財政状況」というもので、令和3（2021）年度奈良県内市町村決算、その資料をもって、今ちょっと質問といひますか、お話をされたというふうに理解いたしました。

特に答弁とかはいいですね。じゃ、先ほど……。

（発言する者あり）

**吉村委員長** 続きでですか。分かりました。じゃ、梨本委員。

**梨本委員** 先ほど、私の言いたいことは大体、増田委員に言っていたんですけども、この葛城市は非常に住みよさランキングで全国的にも高い。近畿でも今年3番、去年は2番目だったかな、今年3番ということで、非常にそういった意味ではサービスが高いまちというイメージが私あると思うんです。そこは本当に誇れると思います。これはやはり先代、先々代、それぞれの首長をはじめ職員の皆様の努力があって、今こうしていろんないい数字が出ていると思うんですけども、片や一方、こういった経常収支に関しては、増田委員おっしゃられるように、平成29年度95.6%、平成30年度98.9%、令和元年度98.2%、令和2年度97.9%、

もう本当に硬直化すれすれのところでずっと推移してきたと思うんです。これはやはり住民に対するサービス、住みよさランキングを高めようと思うと、やはりほかの市がやってない事業をしないといけないわけですから、そういったところには単費が多く投入されたりとか、いろんな財政の使い方の考え方があると思うんですけれども、そういったところのバランスをどう判断していいのかというところが、なかなか理事者側の考えていることと、議会がそれをうまく整理できてないというところの相違があるように私は感じています。ということで、よく市長の答弁の中で、財政の許す限りというようなことで、ここ削減どうですかといった場合に、そういった答弁が何度かあったように私記憶しているんですけれども、市長はどのようにそういった、どのラインをゆとりがあると考えられているのか、今後、そういったところの改善も含めて、住みよさランキングとの兼ね合いも含めて、どのように方針を出されているのかというところを、ぜひ政策的な考え方をちょっとお聞かせいただきたいなというところで、よろしく願いいたします。

**吉村委員長** それでは、阿古市長にお答えいただきましょうかね。

では、阿古市長。

**阿古市長** ありがとうございます。過去におきましても、多分決算ですか、予算の折に私の考え方というのは申し上げてきたと存じます。今回の経常収支比率だけを取り上げて議論をしていただいているんですけれども、そのことにつきましても、ただいま部長が申し上げた結果でございます。数字だけを求めるのであれば、あと1.5%ぐらいは上がる。ただ、今回の数字というのはちょっと異常でございます。全国とも全て異常でございます。これが、今回コロナ禍の国の財政支援が非常に大きい部分があった。もしくは、地方創生、コロナの財政支援金がどう分配されたのかというところの考え方の違いもあり、さらに、現金でいただいた交付税の部分を、私どもの市のほうは、交付税算入がされない部分については発行しなかったというのが、約1.5%の差になって表れてきているというところでございます。ご指摘いただきましたように、非常に葛城市、住みよいまちになっております。平成29年頃から大体30位前後、一番悪いときで49位、全国812市、特別区がある中での評価が5年連続でそのようにいただいて、近畿では5年連続で3位以内、奈良県ではずっと1位を続けておるというところでございます。私の財政の考え方というのは、どの程度の余裕を持つのがいいのかというのが、実は経常収支比率であると。いろんな指標があります。指標見ていただいたら非常にいい指標もあるんですけれども、その中での経常収支比率の見方というのは、どれぐらいの余裕を市の財政が持っていればいいのか。100を基準としてという話でございますので、100以上になるということは非常によくないということでございます。ただ、極端に、それが余裕を持ち過ぎるのもよくない。といいますのが、この指標の一番根底になるのは税収でございます。国、県、市から、市民の皆様方から全ていただいたお金の中での運営するわけですので、税金をもってできるだけやはりそれを還元するという考え方が必要であるのかと。ただ、どの程度の余裕がある、余裕を持つということは、新たな何かあったときの対応ができるというところですので、その部分がどの程度なのかなという考え方でございます。ですので、経常収支比率だけを取り上げて経常収支比率を高めるのであれば、幾らでも高めることがで

きます。サービスを低下させ、市民への還元を少なくしていけば、そういう指標を求めることはできますが、私はそれを求めるべきではない。皆様方からいただいた税金は、皆様方に還元していく必要がある。できるだけ高サービスを維持していく必要があると考えております。おかげさまで葛城市の場合は、今回の東洋経済新報社が、4分野20項目の中で、実は水道料金だけ入れていただいております。それは、全国で70位台になっておりますし、そこには加算されていない下水道料金につきましては、多分30位台であったように思います。また、ごみの収集につきましても、無料でいたしておる。かなり、最近有料化している自治体が多い中でもそのようなサービスを計上している。まさに住んでいる皆様方が、高サービス、幸せを享受していただける、それは、どの世代についても同じであるという考え方でございます。子育て世代の評価も非常に高い評価をいただいております。全国で20位の子育てしやすいまちの評価をいただいておりますし、関西圏、3大都市圏の大阪圏では1位という評価をいただいております。子育て世代だけに対して住みやすいまち、子育てしやすいまちではなく、その親の世代、また、その親の世代の親の世代も含めた市民皆様方が幸せを享受できる、住みやすいと考えていただける、そんなまちづくりを目指しているところでございます。おかげさまで、そのようなブランド化がある程度できてきたのかなど。葛城市は非常に住みやすいまちやという評価をいただいたことによりまして、若い世代も非常に集まってきていただいております。子どもたちの声がにぎやかに聞こえる、そんなまちづくりを私は目指しております。まだ道半ばでございますが、かなりそのようなまちづくりが、皆様方のご協力の下に出来上がってきたと感じておるところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございます。市長の考え方はよく理解できました。私は、全世代に対してのサービス、これはもう本当に大事なことやと思っておりますし、市長のおっしゃられるとおりのことなんですけれども、もう一つ、視点として、将来にわたって、それが続けられるかということの持続性、持続可能性、こういったところを非常にやっぱり考えていかないといけないというふうに思っています。特に住みよさは30位。でも、経常収支は全国下のほうだというふうになってくると、当然お金をたくさん使って、市民サービスをたくさんすれば、これ以上に上がってくるのは、これは当然の考え方ですし、これはそれぞれの首長の考え方で、それはそれでいいと思うんですけれども、できるだけこの経常収支も程々、全国平均ぐらいで、住みよさは非常に高い。これは非常に評価が、私はできると思うんですね。そういったところを、ぜひ何らかのところでこれをどう改善していくのかということ、ここ数年、昨年は非常に特異な状況であったということなんですけれども、その前は本当に95%ずっと超えている状況ですから、そういったところの持続性ということの懸念も含めて、今後しっかりと取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** ちょっと私、先ほどの米田部長の説明聞いていて、ちょっと分からんことありまして、ちょっとこれはお聞きしたいんですけども、普通交付税の算出に新たな項目が設けられたということで、臨時財政対策債というのが。これが、経常収支比率の分母に加える自治体もあれば、加えない自治体もあるというので、葛城市は加えているんか加えてへんのか。そやから、算出根拠に各自治体によって、これ、ばらつきがあるんですかね。と解釈してええんでしょかね。ちょっとお伺いしたいんです。

**吉村委員長** では、いま一度。

米田部長。

**米田財務部長** 松林副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

私、ご説明させていただきましたのは、臨時財政対策債という普通交付税に代わる、要は財源がございます。その臨時財政対策債が一部現金化された、これは国の施策に伴う財政措置になっております。だから、例えば臨時財政対策債が、例えばですけども、5億円起債できるとしたときに、前倒しで現金化された部分が2億円現金化されたとします。残っている臨時財政対策債は3億円なんですけども、実際、この3億円は、後々の交付税措置される起債であると。現金化された部分については、交付税措置のない起債であるということが示されたことによって、要は自治体によっては、前倒しで現金化された部分に加えて、この2億円の部分を借りられた自治体もあるけども、借りられてない自治体もあるので、この部分について、それぞれ自治体で差が出ているというご説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長** 葛城市は借りてないよということです。借りれば、分母が大きくなるわけですから、比率としては下がるということです。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば、許可をいたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

**吉村委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、この度も本当にありがとうございました。慎重審議ありがとうございました。もう時間も押しておりますので、これからまた、今し方、委員外議員の発言もありましたことも踏まえまして、またこれから、問題意識を持って審議をしていけたらというふうに思っております。

これもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時39分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

吉 村 始